

函館市監査公表第10号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 財 管

令和5年(2023年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課	<p>土地の有効活用について（元町配水場近傍地）</p> <p>当該土地が所在する西部地区は、観光産業の面から非常に重要な地域であり、その利用方法については景観保全も含め慎重な判断が必要と思われるが、平成23年度の指摘後、10年以上が経過しても進展が無いことは市有財産の有効利用とは言い難い。</p> <p>早急に有効活用に向けての検討および売却・貸付など多方面からの方策を検討すべきである。</p>	49	<p>令和4年度に企業局において、今後更新時期を迎える元町送水管の更新・廃止を検討した結果、送水管を廃止する場合には当該地への増圧ポンプ場の建設が必要になる見込みであることから、引き続き、売却や交換など企業局と協議を続けてまいります。</p>
財務部 管理課	<p>土地の有効活用について（住吉町3-3）</p> <p>当該土地については、過去に市の所有権保存登記がなされている土地であり、所管不明地の扱いのままで、財産管理上問題である。</p> <p>長期間にわたり手付かずの土地であり、売却および貸付など占有者との交渉は一朝一夕には進まないと思われるが、市有財産の有効活用の観点から早急に対策すべきである。</p>	50	<p>当該土地については、雨水管の詳細な位置を調査中であり、位置の確定後、管路用地部分を土木部、残りの土地を財務部所管とすることで整理したところですが、土地の占有者と交渉した結果、土地の一部については既に撤去や貸付の同意を得ているところで、所管替手続の完了後に撤去の確認や貸付契約の締結を行う予定です。</p> <p>残る土地についても、引き続き、当該土地の占有者と交渉を継続してまいります。</p>
財務部 管理課 保健福祉部 管理課・障がい保健福祉課 子ども未来部 子ども企画課 恵山支所 地域振興課 楳法華支所 地域振興課 教育委員会 生涯学習部 施設課・戸井 教育事務所・ 恵山教育事務所・文化財課 消防本部 庶務課	<p>物品等の保管にかかる仕組みの構築について</p> <p>物品等の保管場所として、使用している施設が相当あった。保管施設が必要なことは理解するが、現状は各部局の判断で利用がなされていると思われる。市全体として、物品等の保管に必要な施設規模や場所を定め、各部局に割り当てるなど、保管の仕組みを検討すべきである。</p> <p>[該当する14件は以下のとおり]</p> <p>◇物品等を保管している施設一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もとさくら保育園 ・もとのぼら保育園, ・もとリサイクル機器堀川保管庫 ・もと元町書庫 ・もと古川出張所 ・もと古武井小学校 ・もと戸井西小学校 ・もと新浜町会館 ・もと深堀保育園 ・もと島泊会館 ・もと函館恵山高等学校 ・もと万年橋幼稚園, ・旧東消防署南茅部支署 ・旧縫製工場 	58	<p>物品等については、各部局において、地域性や利便性を考慮したうえで、最も効率の良い保管を行っておりますが、集約管理することにより、施設管理のあり方や効率性が低下することも危惧されるため、今後は余裕がある保管場所の情報を共有しながら、業務の効率化とのバランスを図りつつ、保管の仕組みについて検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 企画部 国際・地域交 流課 保健所 地域保健課 子ども未来部 子どもサービ ス課 恵山支所 地域振興課 楨法華支所 市民福祉課 南茅部支所 地域振興課・ 産業建設課	<p>貸付料の無償または有償の整理について</p> <p>土地または建物の無償貸付を有償にできないか検討すべきである。特に保育園、認定こども園に対する貸付では無償、有償が混在しており、公平性の観点から、再点検すべきである。</p> <p>[該当する15件ほかは以下のとおり]</p> <p>◇無償の貸建物・貸地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリニック、記念碑、町会館、漁業協同組合、テレビ電波受信施設などの使用のため30筆あった。 <p>◇保育園、認定こども園の有償、無償貸付</p> <p>(財務部管理課所管分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大川町1番6のうち、1番14 土地：無償 ・駒場町25番67 土地：無償 ・日吉町4丁目77番129 土地：無償 ・上湯川町16番3外1筆 土地：有償 ・亀田本町32番433 土地：無償 <p>(子ども未来部子どもサービス課所管分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花園町44番13のうち 土地：有償 建物：無償 ・桔梗3丁目303番25外1筆 土地：無償、建物：無償 ・亀田港町417番52 土地：無償、建物：無償 ・美原1丁目213番18 土地：有償 ・石川町39番8外1筆 土地：有償 ・鍛冶1丁目1番13外1筆 土地：有償 ・深堀町164番66のうち外2筆 土地：有償 ・赤川町161番2外1筆 土地：有償 ・港町1丁目25番1 土地：有償 ・川汲町1601番1 土地：有償 	60	<p>土地または建物の無償貸付となる条件は、市の事務事業を補佐または代行する事業で、市の指導監督を受けるものや、事業の目的が公共性、公益性が強く上記の事業に準ずるものとして市長が特に認めるものとしております。</p> <p>このたび再点検した結果、平成5年度当時、旧南茅部町において無償貸付契約した特別養護老人ホームみなみかやべ荘については、現在の本市の条件にはあてはまらないことから、本年度の契約更新から有償化することといたしました。他の無償貸付契約については、条件を満たしていることを確認しました。</p> <p>財務部が保育園および認定こども園の敷地として無償で貸し付けている土地の大部分は、契約当時に住宅が急増し保育園整備が及んでいない地域に、市の政策で事業者が市有地に建設したものです。施設の建替の際には有償化する方針としております。</p> <p>子ども未来部が所管する土地・建物のうち無償となっているものについては、契約当時の市の政策により保育所の運営を民間法人に移管する際に、これらすべての土地・建物を、保育所等として公立施設と同様の利用形態のままで貸し付けたことから、公立施設の継承という公共性や公益性の高さを理由に無償貸付としたものです。</p> <p>今後、民間法人がこれらの施設を建て替える際には土地の貸付料を有償化する方向で進めてまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 農林水産部 水産課 港湾空港部 港湾空港振興 課	<p>出資の必要性の再点検について</p> <p>株式会社に市が出資するのは、何らかの政策目的の実現を図ろうとするもので、市が保有する有価証券は民間企業が行う投資とは異なり、利益を目的として保有されるものではない。</p> <p>よって、市の政策との関係で、出資の効果を再点検することが必要である。また、過去5年間出資している全ての株主総会において、株主として発言記録がないことも踏まえ、経営等の状況が軌道に乗っているのであれば、出資の引き揚げを検討すべきである。</p> <p>[該当する出資は以下のとおり]</p> <p>財 務 部 NIPPON EXPRESSホールディングス(株)、 北海道曹達(株)、札幌テレビ放送(株)、 (株)ドーコン</p> <p>農林水産部 (株)函館水産振興公社</p> <p>港湾空港部 (株)函館国際貿易センター</p>	65	<p>NIPPON EXPRESSホールディングス(株)については、昭和12年に結核治療の基金の運用として函館運送(株)へ出資し、日本通運(株)との合併を経て、その後、NIPPON EXPRESSホールディングス(株)へ株式が移転され現在まで保有しており、北海道曹達(株)については、化学工業薬品の製造等を目的に昭和24年に会社が設立され事業が住民と密接な関係をもっていることから全道各市町村に出資要請があり、昭和25年に出資したものであり、札幌テレビ放送(株)については、言論報道機関として本道開発に寄与することを期待し昭和33年に出資したものであり、(株)ドーコンについては、本道開発に寄与すると判断し昭和36年に出資したのですが、上記4社につきましては、現在は自立可能な経営状況にありますが、出資の引き揚げについては、4社から配当金を毎年得ている状況や引き揚げによる影響を含め総合的に判断してまいります。</p> <p>(株)函館水産振興公社については、長く事業休止状態にあったため、国の職権による抹消登記がなされていますが、会社の解散手続きが完了しなければ、公有財産(有価証券)の決算処理ができないことから、引き続き、公社の現状および実態の把握に努め、清算手続きが行われるよう関係者に働きかけを行うこととしております。</p> <p>(株)函館国際貿易センターについては、平成23年度以降、サハリンプロジェクトの停滞等による事業環境の変化により、苦しい経営状況が続いているため、まずは経営改善、収益確保に努めることが重要であり、今後の経営状況も見極めた上で検討してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>正確な貸借対照表の作成について</p> <p>期末簿価では同額であるが、令和2年度の一般会計等における固定資産台帳の取得価額合計が「一般会計等貸借対照表」の物品の額8,524百万円より102百万円多く、減価償却累計額の合計は同貸借対照表の減価償却累計額7,069百万円より102百万円多い。</p> <p>函館市は、市民に対しては償却資産(固定資産税)申告の手引きにおいて、適正な課税に資するため、固定資産台帳の提出をお願いしている現状である。</p> <p>納税者は適正な申告をするため、正しい固定資産台帳を作成し、申告書に添付しており、函館市においても貸借対照表と固定資産台帳の一致を確認する必要がある。</p> <p>納税者が申告書の作成を依頼している税理士事務所では、固定資産台帳を作成すれば仕訳を自動作成し正しい貸借対照表を作成する申告書・決算書作成システムを一般的に使用しているため、函館市においても財務諸表の作成は地方公会計システムを利用しているが、省力化とミス軽減のため、より進んだオートメーション化を検討すべきである。</p>	67	<p>令和2年度決算の物品の売却処理後の帳簿事務処理で誤りがあったため、令和3年度決算にて修正を行ったところであります。</p> <p>今後は、作成時に貸借対照表と固定資産台帳の突合を行い、適切に処理してまいります。</p> <p>また、省力化とミス軽減のため、より良い方法を検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課	<p>財産に関する調書と固定資産台帳との突合について</p> <p>平成28年度に固定資産台帳が整備されてから5年が経過している。令和2年度においても、当初取得理由が寄付により取得した重要備品だけではなく、購入により取得した重要備品についても固定資産台帳に未計上のものが、散見される。</p> <p>各部局所管財産の異動については、函館市会計規則第116条第1項の規定に基づき、その発生の都度、財産主管部長に通知しなければならないことになっているが、財務部長が毎会計年度末に財産異動通知書の提出を各部局長に促し、財産に関する調書の内容を適正なものにしている。</p> <p>しかし、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行っていないため、取得価格合計約3億8百万円の未計上の重要備品が存在しているため、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行うべきである。</p>	75	<p>財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行い、令和3年度決算にて修正を行ったところであります。</p> <p>未計上の重要備品については、財産異動通知書の内容を適宜反映できていないことや入力誤り等により生じたと考えられることから、今後は、財産異動通知書により財産の異動を適正に把握し、関係課と連携を図りながら突合を行うことで、財産に関する調書と固定資産台帳の整合性を図ってまいります。</p>
財務部 財政課	<p>相手科目名の誤りについて</p> <p>令和元年度における総勘定元帳の4月1日相手科目「寄付増」の5件については、財産に関する調書においてはいずれも平成30年度の取得になっている。</p> <p>したがって、実際に令和元年度に寄付を受け入れた際に使用する「寄付増」ではなく、正しくは過年度における経理誤りを訂正する際に使用する「調査判明」を相手科目とすべきである。</p>	78	<p>相手科目名の誤りについて、公表している財務書類に影響はないものでありますが、今後、取得年月日や相手科目に留意し、適切に処理してまいります。</p>
財務部 財政課 会計部 会計課	<p>日付欄の過年度日付について</p> <p>令和2年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における総勘定元帳欄の日付に過年度の日付が記入されている。これは実際の取引発生であり、本来は摘要に記載すべき内容の項目である。</p> <p>したがって、日付には事実が判明して帳簿に記載する日を記入し、実際の取引発生日は摘要に記載すべきである。</p> <p>また、民間の企業会計において一般的に使用されている会計ソフトでは、日付には当該会計年度以外の日付を入力するとエラーとなり、そもそも入力できなくなっている。</p> <p>正しい帳簿を作成するために、システム化を検討すべきである。</p>	78	<p>日付欄の過年度日付について、今後は、記載内容等に留意し、適切に処理してまいりたいと考えております。</p> <p>また、総勘定元帳の元データとなる物品管理のシステム化については、現状の課題把握や費用対効果の検証と併せて、庁内の他のシステム化の動きを踏まえながら、検討してまいります。</p>

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 経済部 工業振興課 都市建設部 住宅課 戸井支所 地域振興課・ 産業建設課 楳法華支所 地域振興課 南茅部支所 地域振興課・ 産業建設課 教育委員会 生涯学習部 施設課・恵山 教育事務所 消防本部 庶務課	<p>売却の推進について</p> <p>老朽化を理由に用途廃止した施設については、他に転用する方策が無ければ、危険度などを勘案し、順次、解体から売却等に向けた方針を決定すべきである。 [物件名19件は以下のとおり]</p> <p>◇解体予定、解体済み施設一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もとさわやかトイレ ・もと鎌歌小学校 ・もと元村会館 ・もと栽培漁業研究研修施設 ・もと市営住宅小安町団地 ・もと商工会館 ・もと双見会館 ・もと東消防署戸井出張所 ・もと東消防署戸井出張所職務住宅 ・もと東消防署楳法華出張所職務住宅 ・もと東消防署南茅部支署職務住宅 ・もと楳法華消防団本部器具置場 ・もと白井川会館 ・もと発電装置敷地 ・もと尾札部漁港副港展望施設 ・もと木直小学校 ・もと凌雲中学校 ・旧岩戸飲料水供給施設 ・旧恵山高等学校 	59	<p>老朽化を理由に用途廃止した施設については、建物等の危険度を勘案しながら転用の可能性を検討しているところであり、危険度が高まった場合には順次解体し、需要が低いものを除き、一般競争入札による土地の売却を行ってまいります。</p>
財務部 管理課 農林水産部 農林整備課 戸井支所 産業建設課	<p>契約のあり方（地役権の設定の検討）について</p> <p>送電線の敷地について、地役権を設定する選択肢の検討を行うべきである。 [該当25筆]</p> <p>◇送電線の貸地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線の使用のため25筆あった。 	60	<p>当該送電線下の土地は、電力会社からの土地の貸付申請により貸付を行っておりますが、地役権は自己の所有する土地の利便性向上のために他人の土地を使用する権利であり、市有地に地役権を設定することは当該土地から離れた場所にある電力会社が所有する鉄塔等の利用価値が上がるものであることから、今後電力会社から地役権設定の要望があった場合には検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 恵山支所 地域振興課	<p>契約のあり方（契約期間の終期への対応）について</p> <p>平成19年度に住宅用敷地等として、貸付している契約の見直しを行い、平成19年度を始期とし30年間としたが、平成19年度以前より貸付している場合は、普通借地権の存続期間30年を踏まえ、当初の契約時点から起算すべきであった。</p> <p>平成19年4月1日以降の契約では、契約期間の満了となる令和19年3月31日の時点に事務が集中することから対応できるよう留意する必要がある。</p> <p>[該当277筆]</p> <p>◇契約期間の終期が令和19年3月31日のもの・277筆あった。</p>	61	<p>当該住宅敷地等用地の貸付については、平成18年度までは概ね3年ごとの期間で契約を更新しておりましたが、対象契約件数が107件と多いため、旧借地法の趣旨、借受人の保護および更新契約の遺漏防止の観点から、平成19年度に函館市財産条例施行規則に基づく最長期間である30年間の契約期間としたものです。</p> <p>これに伴い、令和18年度に更新事務が集中することとなりますが、遺漏がないよう留意いたします。</p>
財務部 管理課 経済部 工業振興課 南茅部支所 産業建設課	<p>契約のあり方（契約期間の見直し）について</p> <p>借地借家法上の建物に該当する場合、30年間の普通借地権が存続することから、これより短期間で締結している契約について、更新の際に年数の設定期間を再検討すべきである。</p>	61	<p>30年間の普通借地権が適用される契約については、更新の際に契約期間を30年とすることといたしました。</p>
財務部 管理課	<p>契約のあり方（自動更新条項のある契約）について</p> <p>契約の更新時は、貸付の継続の可否や減免の必要性などを検討し直す機会となることから、自動更新時期の前の手続として、契約の相手先から更新を申し出てもらうことや、自動更新条項そのものを見直すなど、検討が望まれる。</p>	61	<p>当該自動更新条項のある契約については、ご意見のとおり、毎年度、あらかじめ借受人から契約内容の変更の有無等を確認したうえで、契約の更新を申し出てもらうなど財産の利用状況を踏まえながら、都度、更新の可否や減免の要否を判断し、漫然と自動更新することがないように努めてまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 経済部 工業振興課・ 企業立地担当 榎法華支所 地域振興課	<p>貸付、売却の検討について</p> <p>狭小地、崖地等を除き従前貸し付けした実績があり、現在、返地されたものについて、現在でもなお利用価値のある土地の選別を行うほか、隣地の所有者と折衝するなどし、貸付や売却の可能性を検討すべきである。</p> <p>また、現在、貸し付けている土地の周辺地についても一体で貸し付けるまたは売却の可能性を検討すべきである。</p> <p>[該当する10件は以下のとおり]</p> <p>◇貸付・売却の可能性を検討すべき土地、建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸町7 番1 ・大縄町80 番8 ・田家町19 番60 外7 筆 ・北斗市七重浜7 丁目164 番3 のうち外1 筆 ・本町37 番2 ・志海苔町300 番1 のうち ・高岱町68 番1 のうち ・女那川町176 番5 のうち ・新八幡町76 番2 ・大町3番17外1筆 	62	<p>市に返還された土地のうち、通路用地など市で利用するものを除き、売却や貸付が可能であるものや、現在貸し付けている土地の周辺地については、一体的な売却や貸付について隣地の所有者と交渉してまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 管理課 経済部 商業振興課 都市建設部 まちづくり景 観課 戸井支所 地域振興課 南茅部支所 地域振興課 消防本部 庶務課 港湾空港部 管理課 恵山支所 地域振興課 楨法華支所 地域振興課	<p>名称の見直しの検討について</p> <p>土地の一部を貸し付けしているもので、貸地または用途未定地等としているものがあるので、解体し更地となった場合は原則用途未定地とし、現に貸し付けをしている土地は貸地、建物を含む場合は貸建物、貸し付ける可能性のあるものは貸付予定地と定義されているが、その定義に基づき整理されているか再点検が望まれる。</p> <p>また、一時的な貸し付けであったものが常態化しているものや、長期貸し付けしている場合であっても貸地としていないものについて、貸地とするなどの検討が望まれる。</p> <p>[該当する15件は以下のとおり]</p> <p>◇一部貸付しているが貸地とせず、もと〇〇または、旧〇〇としているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もと見日会館 ・もと黒鷲会館 ・もと汐首小学校 ・もと東消防署恵山出張所 ・旧牧場 <p>◇一部貸付しているが貸地とせず、用途未定地としているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中浜町74 番1 のうち 東商工会ほか ・柏野町117 番168 株式会社レノバ ・新八幡町76 番1 ほか1 筆 生活道路 ・豊崎町209 番96 のうち外1 筆 残土の仮置き場等 開発? ・昭和2 丁目179 番23 貸付常態化であれば ・海岸町56 番1 外14 筆 作業ヤード、仮事務所など <p>◇一時的または長期貸付しているが貸地とせず、もと 〇〇または旧〇〇等としているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もと外航船船客船員待合所 ・旧恵山保育所 ・旧函館検疫所台町措置場 ・函館駅前市有地等整備事業用地 	62	<p>貸付中の財産の区分について再点検を行ったところ、用途未定地や旧名称のまま長期間貸し付けているものがあったことから、今後は、「現に貸し付けしており、次年度においても継続して貸付が見込まれるもの」を貸地および貸建物とし、定義を明確にいたしました。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 財政課	<p>美術品寄贈者による評価額について</p> <p>美術品の評価額について現地視察時に担当者に質問したところ、基本的には寄贈者による評価額によって、重要備品の取得価額として会計処理が行われている。</p> <p>しかし、寄贈者による評価額は主観的な金額であるため、地方公会計マニュアルにおける再調達原価としては不適切である。</p> <p>令和2年度の固定資産台帳（一般会計等）のうち美術品を集計したものの合計額246百万円は、令和2年度における貸借対照表の物品1,455百万円の16.9%、純資産の部の純資産合計125,583百万円の0.2%を占める。</p> <p>このように比率が高くなるのは、美術品が非減価償却資産であるため、寄贈時の寄贈者評価額である取得価額が保有期間中ずっと期末簿価として減額されないうで計算されることによる。</p> <p>そこで、地方公会計マニュアルにおいて、「美術品・骨董品等については、美術年鑑等に記載された価額を用いるなど、簡易評価を採用することが考えられる」とされていることから、例えば、美術品鑑定評価書を作成する実績のある鑑定業者の鑑定評価書を参考にするなど、客観的な要素も取り入れて適切な再調達原価として評価すべきである。</p>	86	<p>寄贈美術品については、売却等を予定しておらず、費用をかけての美術品鑑定は、有効性の観点から難しいものと考えております。</p>